

令和6年5月農業委員会定例総会議事録

1 開催日時

令和6年5月28日（火）

開会 午後1時30分

閉会 午後2時15分

2 開催場所

尾張旭市役所 201会議室（南庁舎2階）

3 出席委員

農業委員10名

4 欠席委員

なし

5 傍聴者

なし

6 出席した事務局職員

事務局長、事務局次長、課長補佐、主査2名

7 議題等

第9号議案 農地法第3条の規定による許可申請について

第10号議案 農地法第5条の規定による許可申請について

第11号議案 農用地利用集積計画の決定について

報告事項7 農地法第4条及び第5条の規定による届出の専決について

報告事項8 登記簿上の地目が農地である土地の農地以外への地目変更登記に係る登記官からの照会について

8 会議の要旨

会 長	本日はご多忙のところお集まりいただきまして、ありがとうございます。 それでは、ただいまの出席委員は、10名です。 定足数に達しておりますので、これより5月の農業委員会総会を開催します。 これより議事に入ります。 総会規則により議事録を作成するため、議事録署名者を指名させていただきますが、ご異議ございませんか。
委 員	【異議なしの声】
会 長	異議もないようですので、次の委員を指名させていただきます。議事録署名者は、松原昭平委員、水野郁代委員をお願いをいたします。 本日の付議事件は、第9号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」が1件、第10号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」が1件、第11号議案「農用地利用集積計画の決定について」

	でございますのでよろしくお願いします。 それでは早速ですが、第 9 号議案「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、事務局より説明をお願いします。
課長補佐	それでは、第 9 号議案「農地法第 3 条の規定による許可申請について」説明します。 この議案は、農地法第 3 条の規定による許可申請について、農業委員会の許可を受ける必要があるものでございます。申請内容につきましては、別紙調書のとおりでございます。 【調書を朗読】 第 9 号議案の説明は、以上でございます。農地法に関する許可基準からみた意見につきましては、調査された委員の方から説明をよろしくお願いします。
会 長	それでは、調査されました委員の方から調査結果の報告をお願いします。
飯沼勝則 委 員	5 月 2 2 日、松原昭平委員と現地を調査しました。 申請地は中央通りを南進し、南栄町交差点を右折、市道南栄 6 号線を 4 0 0 メートルほど進み、左折して市道南栄 8 号線を 3 0 メートルほど進んだところに位置しています。 申請目的は、当該農地はしばらくの間耕作ができず、行政から指導がありましたが、譲渡人では農作業は困難と判断し、農地を適正に管理するために譲受人に贈与し、権利の移転をするものです。 本申請は適正に農地として管理するための許可申請であり、周辺への影響については現況より悪い影響が発生することは考えられません。 現地調査からは、果樹が沢山あり、特に栗の木と柿の木が 2 本ずつ移植されているため、当該農地に相当な気持ちが入っていると感じました。 また、事務局から確認いただいたところ、農機具については当面の間は耕運機のみですが、必要に応じて考えていくとのことです。消費については、農協に登録しているほか、生産物を買っていただける会社に聞いて検討していき、出荷ができなければ自家で消費するか、親戚、近所の方にお分けするとのことです。 近隣では害鳥や害獣の被害がありますので、譲受人は対策を考えないといけないと思いますが、当該農地に相当な気持ちが入っていると感じられるため、調査員の意見としては許可相当であると考えます。
会 長	報告が終わりましたので、これより質疑に移ります。 第 9 号議案について、何か質問はございませんか。 【質疑応答】
会 長	質問もないようですので、これより採決に移ります。 第 9 号議案について賛成のかたは挙手をお願いします。

委 員	【挙手全員】
会 長	挙手全員により、第 9 号議案については、許可相当とすることに決まりました。 続いて、第 10 号議案「農地法第 5 条の規定による許可申請について」事務局から説明をお願いします。
課長補佐	それでは、第 10 号議案「農地法第 5 条の規定による許可申請について」説明をします。 この議案は、農地法第 5 条の規定による許可申請があったため、本市農業委員会の意見を求めるものでございます。申請内容につきましては、別紙調書のとおりでございます。 【調書を朗読】 また、他の行政庁の許可・認可等については、建築物ではないため、特に他法令の申請はございません。 農地転用に関する許可基準からみた意見につきましては、調査された委員の方から説明をよろしくをお願いします。第 10 号議案の説明は以上でございます。
会 長	それでは、調査されました委員の方から調査結果の報告をお願いします。
松原昭平 委 員	5 月 22 日に飯沼勝則委員と現地を調査しました。 申請場所は中央通り宮下橋を南へ進み、坂を上ったところを右に曲がり 300 メートルほど進んだ右側で、申請者が現在使用している資材置場の奥になります。 申請内容は、現在使用している場所が一部返還を迫られていること、事業が多くなり資材が増えたことから、現在使用している資材置場の隣の申請地が適当と考えて申請するものです。 南側が民家、西側が農地であり、雨水は境目にブロックを立てて流れ込まないようにし、自然浸透します。 現地調査の際に近隣住民が木が生い茂って困っていると話しており、申請書に近隣に被害を及ぼしたときは、譲受人で責任をもって対処すると記載があることから、調査員の意見としては許可相当であると考えます。
会 長	説明が終わりましたので、何か質問はございませんか。 【質疑応答】
森下幸夫 委 員	北側は市の土地になりますか。
飯沼勝則 委 員	北側の竹林との間に公道がありますが、公道の体はなしていません。現在、雨水は自然に北側に流れて行っている状態です。なお、現地に以

	前あった竹は伐採されていました。今まで近隣の方にも迷惑がかかっており、譲渡人も高齢で、農地として利用する場合にも入口がないので、今回の転用は効率的な利用方法のように思います。
水野政起 委 員	隣の土地の所有者は誰ですか。
課長補佐	譲受人が利用しています。
水野政起 委 員	一体的に利用できるのであれば問題ないと思います。現地はポールで仕切ってありましたが、外すだけのように思われます。
森下幸夫 委 員	譲受人からすれば金額的にも所有したいと思われます。
横井利夫 委 員	譲渡人が高齢とのことですが、譲受人の意思について事務局は確認していますか。
飯沼勝則 委 員	本人の名前で申請されています。
松原昭平 委 員	息子が後を継いでいるようです。
横井利夫 委 員	その場合も、本人の意思は必要になると思います。
課長補佐	疑わしい場合は確認することもあります。事情を聞くなどしたところ今回の案件については問題ないと判断し、特段確認はしておりません。
会 長	他に質問もないようですので、採決に移ります。 第 10 号議案について賛成のかたは挙手をお願いします。
委 員	【挙手全員】
会 長	挙手全員により、第 10 号議案について、許可相当とすることに決定しました。 続いて、第 11 号議案「農用地利用集積計画の決定について」事務局から説明をお願いします。
課長補佐	それでは、第 11 号議案「農用地利用集積計画の決定について」説明します。 この議案は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項に基づき、市町村が農用地利用集積計画の決定を農業委員会に求めるものでございます。 申請内容につきましては、別紙のとおりとなっております。 【調書の説明】 「利用権の設定を受ける者」として、市では、こちらに記載があります 4 名の認定農業者及び農地中間管理機構である愛知県農業振興基金に対して権利設定をしております。

	続いて、調書をご覧ください。 前回設定面積の４５５，９８５．９６平方メートルに対して、新規設定された面積の合計は、１０，５８９平方メートル、解約等があった面積の合計は、３，４３４平方メートル、中間管理機構への移転があった面積の合計は、５，０１２平方メートル、以上から、全体では２，１４３平方メートル増加し、今年度の利用権設定面積合計は、４５８，１２８．９６平方メートルとなっております。 また、貸手人数、筆数の増減は表記のとおりです。 調書の説明は、以上となります。 これらのすべての対象地は、従前の農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の要件に適合しているものと思われます。ご審議のほどよろしくお願いします。第１１号議案の説明は、以上でございます。
会 長	説明が終わりました。これより質疑に移ります。 第１１号議案について、何か質問はございませんか。 【質疑応答】
会 長	質問もないようですので、採決に移ります。 第１１号議案について賛成のかたは挙手をお願いします。
委 員	【挙手全員】
会 長	これをもちまして本日の付議事件は終了しました。 次に報告事項に移ります。報告事項７「農地法第４条及び農地法第５条の規定による届出の専決について」事務局より報告をお願いします。
課長補佐	それでは、報告事項７「農地法第４条及び第５条の規定による届出の専決について」説明させていただきます。 １としまして、農地法第４条の規定による届出が、１件で ２５６平方メートル、主な概要は 東大久手町地内 で 一般個人住宅 １件です。 ２としまして、農地法第５条の規定による届出が、６件で １，６５０平方メートル、主な概要は 東大道町地内 外 で 一般個人住宅 ４件、 露天駐車場 １件、倉庫 １件 です。 これらの届出については、市街化区域内の農地の転用につき、既に事務局において審査し、受理していることを報告します。
会 長	続きまして、報告事項８「登記簿上の地目が農地である土地の農地以外への地目変更登記に係る登記官からの照会について」事務局より説明をお願いします。
課長補佐	それでは、報告事項８「登記簿上の地目が農地である土地の農地以外への地目変更登記に係る登記官からの照会について」について、説明させていただきます。 この報告は、農地転用許可書等の添付が無く法務局に登記簿上の地目が農地である土地の農地以外への地目変更の登記申請が提出された場

	合に、法務局から農業委員会に対して農地の転用事実の有無等についての照会に係るものでございます。 それでは、調書の説明に入ります。 【調書説明】 本件につきましては、令和5年10月4日付け及び令和6年2月20日付けにて農地法第5条の届出を受理しており、無断転用ではないことが確認できましたので、令和6年5月8日に事務局にて現地調査を行い、現況が非農地である旨を報告しております。 今後は、農業委員会からの回答をもとに、法務局の方で地目変更がなされることとなりますので、ご承知おきください。報告は、以上です。
会 長	報告が終わりましたので、何か質問はございませんか。 【質疑応答】
横井利夫 委 員	農地転用届出がされているにも関わらず、照会が来たのはなぜですか。
課長補佐	農地転用届出後に分筆し、地目変更の申請を行ったためです。
会 長	他に質問もないようですので、本日の議事はこれをもって終了いたしました。 その他事務局より、委員の皆さんにお知らせなどがありますか。
事務局	1点ございます。 「全国農業委員会会長大会について」でございます。来る5月29日、東京都文京区の「文京シビックホール」にて、「全国農業委員会会長大会」が開催されます。全国の農業委員会長、都道府県農業会議職員等、約1,800人参加し、「農地利用の最適化」のための議案の審議等が予定されています。本市農業委員会からは、水野郁代委員と横井利夫委員の2名に出席をお願いしておりますので、ご対応の程、よろしくお願いいたします。お知らせは以上です。
会 長	それでは、以上をもちまして、本日の総会議事はすべて終了しました。 次回農業委員会は6月28日(金)午後1時30分から201会議室にて開催を予定しております。 これをもちまして本日の総会を閉会します。皆さまお疲れさまでございました。